

令和6年度 第1回教育本部理事会

令和5年(2023年)9月14日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">5 3 2 公認スノーボード指導者規程</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スノーボード指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(年度) 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(定義) 第3条 本規程の指導者とは、本連盟公認スノーボード指導員、公認スノーボード準指導員をいう。</p> <p>(任務) 第4条 指導者は、スノーボード界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。</p> <p>(資格) 第5条 指導者は、公認スノーボード指導者検定規程に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(活動の範囲) 第6条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。</p> <p>(有効期間) 第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義務) 第8条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。 (1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スノーボード指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止) 第9条 指導者が、指導者研修を2年続けて未修了の場合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第10条 指導者の資格の停止解除は、公認スノーボード指導者研修修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失) 第11条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指導者の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すよ</p>	<p style="text-align: center;">5 3 2 公認スノーボード指導者規程</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スノーボード指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(年度) 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(定義) 第3条 本規程の指導者とは、本連盟公認スノーボード指導員、公認スノーボード準指導員をいう。</p> <p>(任務) 第4条 指導者は、スノーボード界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。</p> <p>(資格) 第5条 指導者は、公認スノーボード指導者検定規程に定めた検定会で合格した者が、<u>別に定めた手続きを行うことにより資格が</u>付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(活動の範囲) 第6条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。</p> <p>(有効期間) 第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義務) 第8条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。 (1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スノーボード指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止) 第9条 指導者が、指導者研修を2年続けて未修了の場合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。</p> <p>(資格停止の解除) 第10条 指導者の資格の停止解除は、公認スノーボード指導者研修修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失) 第11条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指導者の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すよ</p>	<p>スキーに合わせる</p>

